

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年3月30日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
【事務連絡者氏名】	砂田 光
【電話番号】	03(6730)1300
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・ライフ・プラン30 ドイチェ・ライフ・プラン50 ドイチェ・ライフ・プラン70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

信託期間を2027年2月10日までとする信託約款の変更が確定いたしましたので、2026年2月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2026年2月18日から2026年8月17日まで（継続申込期間）

なお、後記「(12) その他 信託約款の変更（予定）について」に記載する手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合には、申込期間は2026年3月30日までとします。

<訂正後>

2026年2月18日から2026年3月30日まで（継続申込期間）

(12)【その他】

<訂正前>

（前略）

信託約款の変更（予定）について

当ファンドは、以下のとおり信託約款の変更を予定しております。

a. 変更の内容及び理由

当ファンドの信託期間は無期限となっておりますが、運用残高の減少に伴い、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断いたしました。しかしながら、当ファンドは一部確定拠出年金での取扱いはあり、諸手続きに時間を要するため、直ちに信託終了（繰上償還）を行うのではなく信託期間を2027年2月10日までとする変更を行います。

b. 信託約款変更の日程

公告日 (異議申立てを行うことができる受益者及び 受益権口数の確定)	2026年2月18日
異議申立て期間	2026年2月18日から 2026年3月25日まで
新規の取得の申込受付	2026年3月30日まで
信託約款変更予定日	2026年4月1日
信託約款変更適用予定日	2026年4月22日

c. 異議申立てについて

委託会社は、上記b.の異議申立て期間内に2026年2月18日現在の受益者一の方を対象に、上記a.の約款変更について異議申立ての受付を行います。

異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が2026年2月18日現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、予定どおり2026年4月1日に約款の変更を行い、2026年4月22日より信託期間を2027年2月10日までとします。なお、異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が2026年2月18日現在の受益権総口数の二分の一を超えたファンドについては、約款変更は行いません。約款変更を行うかどうかの結果につきましては、委託会社のホームページ上でお知らせいたします。

2026年2月17日までに取得申込みの受付が完了した方をいいます。

d. 一部解約の実行の請求に関する留意点

信託約款の変更が決定した場合、一部解約の実行の請求の受付最終日は2027年2月9日までとなりますが、一部解約の実行の請求の受付最終日以前の申込みであっても、それまでの他の受益者の方々の一部解約の状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、一部解約の実行の請求としてお取り扱いすることができず、一部解約の実行の請求の受付の中止及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の一部解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

（以下略）

<訂正後>

(前略)

信託約款の変更について

2026年2月18日から2026年3月25日までの異議申立て期間内に、各ファンドについて、異議申立ての合計口数が、異議申立てを行うことができる受益者の受益権総口数の二分の一を超えなかったため、2026年4月1日に約款変更を行い、2026年4月22日付で信託期間を2027年2月10日までとすることといたします。

a. 変更の内容及び理由

当ファンドの信託期間は無期限となっておりますが、運用残高の減少に伴い、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断いたしました。しかしながら、当ファンドは一部確定拠出年金での取扱いはあり、諸手続きに時間を要するため、直ちに信託終了（繰上償還）を行うのではなく信託期間を2027年2月10日までとする変更を行います。

b. 信託約款変更の日程

新規の取得の申込受付	2026年3月30日まで
信託約款変更予定日	2026年4月1日
信託約款変更適用予定日	2026年4月22日
解約請求の受付	2027年2月9日まで

c. 一部解約の実行の請求に関する留意点

一部解約の実行の請求の受付最終日は2027年2月9日までとなりますが、一部解約の実行の請求の受付最終日以前の申込みであっても、それまでの他の受益者の方々の一部解約の状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、一部解約の実行の請求としてお取り扱いすることができず、一部解約の実行の請求の受付の中止及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の一部解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

1998年11月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2000年12月1日 ファンド名称の変更
(「BTライフ・プラン30/50/70」より「ドイチェ・ライフ・プラン30/50/70」
に変更)

<訂正後>

1998年11月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2000年12月1日 ファンド名称の変更
(「BTライフ・プラン30/50/70」より「ドイチェ・ライフ・プラン30/50/70」
に変更)
2026年4月22日 信託期間を2027年2月10日までに変更(当初は無期限)(予定)

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託契約締結日(1998年11月26日)から無期限とします。ただし、当ファンドの信託約款の変更に係る手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合には、信託期間は2027年2月10日までとなります。

<訂正後>

信託契約締結日(1998年11月26日)から2027年2月10日までとします。

(4)【計算期間】

<訂正前>

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、当ファンドの信託約款の変更に係る手続きを経て信託約款の変更を行うこととなった場合には、最終計算期間の終了日は2027年2月10日となります。

(以下略)

<訂正後>

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、最終計算期間の終了日は2027年2月10日となります。

(以下略)